

介護負担2割引き上げに 財務省が社会保障改革案

財務省は10月9日、財政制度等審議会の分科会に中期的な社会保障改革案を示した。

原則1割となっている介護保険サービス利用者の負担割合を年齢別に段階的に上げ、2割にするよう提案。

日常的な診療を担う「かかりつけ医」以外で受診した外来患者に、定額の上乗せ負担を求めるとした。

高齢化で膨らみ続ける公費支出を抑える狙いだ。

財務省は今年の骨太方針を具体化する政策として、経済財政諮問会議の専門調査会が検討中の改革工程表に盛り込むよう求める。

ただ、高齢者らの家計を圧迫するとの反対は確実で、政府内の議論の行方は未知数だ。

介護では今年8月、一定の所得がある高齢者の負担割合が1割から2割に上がったが、まず65～74歳を所得にかかわらず引き上げる法案を2017年通常国会までに提出し、その後に75歳以上も2割にすべきだとした。

40～64歳が支払う介護保険料は、給与が高いほど負担が重い「総報酬割」にする法改正を要請した。

低所得者の保険料を公費で肩代わりしなくても済むようにするためだ。

軽度の要介護者が受ける生活援助は原則自己負担とすることも求めた。

財務省は公費抑制に向けて医療機関の役割分担を明確にしようと、かかりつけ医の普及を推進している。

今回の提案で新たな窓口負担は「少額」とするにとどめた。

また、医療では患者の負担額に上限を設ける「高額療養費制度」の高齢者向け特例を縮小。

マイナンバー制度で2021年ごろから預金口座への適用義務化が検討されるのに合わせ、医療・介護とともに金融資産の多い人の負担を増やす仕組みも取りまとめました。